

烏勸請および御烏喰神事

——祭祀の成立と雑神の祀りにかかわらせて——

田 中 宣 一

はじめに

祭りの第一の目的は、神を迎え祀り⁽¹⁾、神の靈力を得て家々や集団の安寧隆盛をはかろうとするところにある。

日本の伝統的な祭りの構成は、一般に、祭祀にかかわる人々の潔斎から始まり、神迎え、献饌、神への侍坐そして直会、さらには願意の伝達や神意をうかがうさまざまな神態を執り行なつたあと、神送りをもって終了となるのが一般である。直会を神送りのあとに行なう例も多く、その場合の直会は、厳肅な直会とそれにつづくくだけた宴会との二段階からなると考えられる⁽²⁾。

このような基本的構成は、丁寧さに差異はあっても、祭りの規模の大小にはほとんどかわりがない。

いま、神送り・神迎えと述べたが、神は常在せず、祭りにあたって臨時に神座を設けてそこに迎え、終了とともに神送りをするというのが古い祭りのかたちであった。しかししだいに、神が常設の神殿や神棚に常在するごとく理解されるようになり、現在では日供や平素の参拝もごく普通に行なわれているが、祭りにあたってはなお、古風な神迎え・神送りを厳修している例が少なくないのである。

ところで、迎え祀る神であるが、それは人々の願意の性格や種類によって異なってくる。家や地域社会の安寧を願うのであれば、祖先神あるいは地域の守護的な神を迎え祀ることにするのであろうし、生業の発展を願うのであれば、農耕神・漁神や商売繁昌の福神的な神を祀ることになるのであろう。生業によっては金屋子神や太子・山の神などいろいろな神が頼りにされる。災害や病魔を未然に防ぎたいれば、風の神・火の神・疱瘡神・疫神などが祭祀の対象になるであろう。専門神職はこれらの靈格に対し神典に登場するような神を比定するであろうが、一般の人々は厳密な神名にはほとんど無頓着で、自らの願いの内容によって、願いをかなえてくれるであろう靈格を神として祀っているのである。⁽³⁾

さて、祭りにおいて祀る神は、このように願いの対象とするのにもっとも相応しい神だけで

あろうか。全国の各種の祭りを仔細に検討してみると、献饌・待坐してその靈力に期待しようとする神すなわち主神とは明らかに異なる神にも献饌し、祀る対象にしている例の、意外に多いことに気づくのである。

たとえば、京都市の賀茂別雷神社（上賀茂）の例祭賀茂祭（いわゆる葵祭り）のとき、本殿の賀茂別雷神大神への献饌に先だつて、早朝に、境内摂社の一つである奈良社に神饌が供えられている。奈良社は奈良刀自神を祀るとされているが、奈良刀自神の性格はもうひとつさだかではない。この奈良社に、権禰宜が檜製の四角い搔器かきと呼ばれる器に強飯二升を盛つて参り、閉じられている門の外から長い柄を持つて搔器を差し入れるようにして供え、そのあとすぐ撤下している。そしてこの神饌は、散飯さばと称されているのである。神の性格の曖昧さ、献饌法の奇妙さ、供物の呼称の異常さなどから、この奈良刀自神はどう考えても尋常ならざる神だと言わざるをえない。賀茂祭においてこういう不思議な神にまず献饌のなされていることは、祭りの構成上注目し値することといえよう。⁽⁴⁾

滋賀県八日市市の巽之神社は、賀茂別雷神社のような大社ではなくごく普通の地域神社であるが、この春の大祭には、「御供さん」と呼ばれる正式の神饌とは別に、蒸し飯を小さく握った十二ヶの「雉の卵」と通称される神饌が準備される。そしてこれは、宵宮に早く参拝に訪れた人に渡されるとともに、翌日の祭りには、曲げ物に入れて丁寧ていねいに供えられる「御供さん」の

脇に置かれる。⁽⁵⁾「雉の卵」が何に對して供えられているのか伝承はないようだが、祭りに先だつて宵宮に早く訪れた人に一部が配られてしまうことや、祭り当日には正式の神饌とは区別されその脇に置かれていることなど、明らかに主神とは異なる神に對して準備されているのだと考へざるをえないのである。

例示はこれだけにとどめるが、各地の祭りの構成をよく見ると、祭りの規模の大小を問わず、類例は全国各地に非常に多⁽⁶⁾い。

このように、どうしても主神への神饌とは認めがたい別の神饌が用意されているという事実からみて、祭りには主神以外の神も、人々が強く意識するとしなやかにかかわらず来臨するとみなされているのだと、理解せざるをえないのである。そして、しばしば主神への献饌に先だつてなされていることに加え、やや粗雑に供されていることからみて、これらの献饌の対象は、来臨が期待されている神とはどうしても考えられない。筆者はこのような神を、来臨が期待されている主神に對し、それ以外のうごうむごうの神ということで雑神と総称している。しかし、期待はしなくても決して忌避はできないがゆえにわざわざ献饌がなされるのであるから、祭り研究の上では疎かにはできず、しかるべき役割を担う存在として祭りのなかに正当な地位を与えるべきだと筆者は考へて⁽⁷⁾いる。

小稿の目的は、各地の烏勸請の習俗および御烏喰神事のなかに、右にみたような雑神への配

慮のみられることを指摘し、日本の祭りの構成を考えるにあたって、新たに雑神の祀りを正當に位置づけるべきだということを主張することにある。

一、鳥勸請の事例検討

日本列島各地には、主として年頭の或る日、家ごとに戸外に出て鳥（単に鳥という報告もある）の飛来を待ったり、わざわざ鳥を呼び寄せたりして餅・団子などの食物を供与する習俗が分布しているが、⁽⁸⁾民俗学では、この習俗を鳥勸請と総称している。現在では絶えてしまったものも少なくないであろうが、近代において広く伝承されていたことは確実である。その概略をうかがうため、報告された当時の内容を北の方から順にいくつか紹介してみよう。

事例Ⅰ 青森県三戸郡田子町の各地では、旧暦正月七日の朝、ノサガケといって家族の人数分だけノサ（年縄）を作ってそれに煮干・昆布・柴木の燃え残りなどをつけ、それを山に持って入って木に掛けて拜んでから、鳥を呼び寄せて餅を与える。鳥は山の神の使いだと信じられており、「シナイ、シナイ」とか「シネー、シネー」「ポウ、ポウ」などと呼ぶと鳥が集まり、餅を投げ与えると空中にてうまく受け止めて食うのだという。この儀礼のあと山から柴

を持ち帰るのであり、烏に餅を与えるまでは山仕事を始めることができないのだという。⁽⁹⁾

事例2 宮城県本吉郡志津川町戸倉の或る家では、二月八日は厄神が山から降りる日なので山に入るなどというが、それとともに、ハツダンゴ（初団子）⁽¹⁰⁾ といって団子をこしらえて家族の数だけ紙に包んで田へ持つて出、「カラス、カラス」と言つて置いてくる。

事例3 茨城県東茨城郡茨城町石崎では、クワイレ（鍬入れ）⁽¹¹⁾ といつて、正月十一日の朝早く、鍬・万能を水に浸し、松の芯三本、カキダレをつけたシノ（筆者註・注連縄カ）、供物の米・餅・ごまめなどを半紙に包んだものを持つて田畑へ行き、早稲・中稲・晩稲になぞらえて鍬で三回土を起こしたあと、それぞれの場所へ持参の松を立てて供物をし、「カラス、カラス、カラス、カラス」と烏呼びをする。その声で烏が飛来して供物を突つつかののであるが、一番先に突つついた場所の稲がその年豊作になるのだと信じられていた。突つつかのは早いほどよいといわれ、そのため、かつては真夜中の十二時ごろに起きて田畑へ出たといふ。⁽¹¹⁾

事例4 新潟県南魚沼郡大和町鰻島では、餅ではないが、正月十六日の昼の馳走を家長夫婦の分から少しづつ取り分けて木鋤^{こす}に載せ、雪ん堂（雪を積み固めて作ったカマクラのようなもの）の上に置いて、「カーラコイ、カーラコイ」と烏を呼ぶといふ。⁽¹²⁾ 南魚沼郡一帯ではこの日を仏の正月といい、烏ではなく餓鬼に施すのだという伝承もあるのは、⁽¹³⁾ 注目すべきであろう。事例5 奈良市精華地区の虚空蔵では、暮れの餅搗きのおりに、赤い小さいカワラケに小さく

切った餅を十二個載せて戸外の藁積みの上に置き、「カラコイ、カラコイ、モチヤルゾウ、云々」と歌うと、不思議に鳥がすぐ食いに来たという。同様のことはこのへん一帯で行なわれていたことで、鳥は熊野権現の使いだと考えられており、物堅い老人などは鳥がすぐ取って行けば喜び、遅いと「フジがいる」兆しだとして気に病んだという。⁽¹⁴⁾

事例6 徳島県三好郡東祖谷山村菅生では、正月二日は鍬ゾメ・山ノクチアケの日であるが、この日の朝、餅を小さく切ってノサに包み、山の木に吊して鳥に食べさせる。⁽¹⁵⁾

事例7 長崎県南松浦郡樺島では、正月二日の畑の打チゾメの際、鍬で畑を二、三度打ち耕してからジノカミ（地の神）に供え物をするが、これを鳥が食うとよいといつて「カラス、カラス」と叫ぶ。⁽¹⁶⁾

事例8 宮崎県の宮崎市より南の沿岸諸地域では、内神が家の庭などに祀られており、内神を祀る旧暦十一月の霜月祭りの早朝、赤飯と黍を苞に入れて持って田に出、ミサキノヒという御幣を立てその赤飯と黍を供えて手を叩いて拝むと、すぐ当家のオミサキだという鳥が山から飛来して供物を取っていくという。そのあと、その人は後ろを振り返らず、また他人に会うとも言葉を交わさず家に戻らなければならないといわれている。肝腎の内神そのものは、午後、供物をして祀るのである。⁽¹⁷⁾

右のような家単位の年中行事としての、戸外において烏に餅団子などの食物を与える習俗は、新谷尚紀によれば、行なう日を基準に四大別できるとい⁽¹⁸⁾う。それを整理すれば、左のA、B、C、Dになる。

A、正月の初山入りの際に行なわれるもの。これは東北北部に濃密に分布している。

B、正月の田畑への鋤初めの際に行なわれるもの。これは北関東に濃密に分布している。

C、コト八日行事の一環として行なわれるもの。東北中部と中国、四国に分布しているが、濃密というほどではない。

D、稲の収穫時期に行なわれるもの。主として九州に分布しているが、濃密というほどではない。

右のうち、事例数としてはA・Bに属するものが圧倒的に多い。ほかに、初午や三月節供・田植行事・十一月の山祭りにも行なわれているというが、このような新谷の指摘だけにとどまらないことは先に挙げた事例4・5からも明らかである。今後資料の収集がいつそう進めば、右の四大別の傾向は変わらないとしても、行事日はさらに多岐にわたることになるであろう。

類型や分布圏の確定、それに習俗本来の意味追究とは別に、筆者がここで強調しておきたいことは、次の甲・乙二点である。

[甲] 烏勧請の多くの事例において、何かのことを行なうに先だって早く与えなければならな

いとか、鳥が早く食べてくれるとよいのにと考えられている点である。換言すれば、鳥などにこれを与え鳥がこれを受納した（食べた）ことによってはじめて、何かをなすことができるようになると考えられていることである。

例えば先に挙げた諸事例で言えば、事例1の場合、鳥に餅を与えてはじめて新年最初の柴伐りができるのであるし、事例8の場合には、重要な内神の祭りに先だつ早朝に鳥に食物が与えられていることに注目したい。また、事例3の場合、当日のできるだけ早い時間に行なおうとしているとともに鳥が早く食べてくれるのを良しとしているし、事例5にいたっては、鳥がすぐに取りに来ないと縁起が悪いとまで考えているのである。このようにみてくると、事例2のハツダンゴ（初団子）という名称も意味深長に思われる。事例4のように何かのあとに鳥に食物を供するという例も、もちろん他にないわけではないが、各地には、何かに先だつて早く与えるとか、早く食べてくれると良いのだがという実施者の心意を強調する例のほうがはるかに多いのである。

なお、速断は自戒しなければならぬが、早いほうが良いとするこのような心意が、北関東に濃厚にみられる、早く食べたほうの作柄を豊作とする作占習俗を生むようになったのではないかと、筆者は考えている。

〔乙〕 餅・団子類を鳥に与えることを、ミサキあるいはオミサキに供饌するのだと信じている

例の少なくない点である。先に挙げたなかでミサキにかかわるのは事例8だけであったが、ここで次のような例も加えておきたい。

事例9 茨城県高萩市中戸川では、正月五日のヤマイリの際に餅片を三ヶずつ三つにまとめて山ノ神の前に置き、そこに木の小枝を一本切つて白紙を下げて立てたあと、「オミサーキ、オミサーキ」と言つて鳥を呼ぶ。同十一日のカイレ(19)(歛入れ)にも、田に出て、やはり「オミサーキ、オミサーキ」を連呼して作占をする。

このような例は、直接に鳥という名を呼ぶ例に比べて多いわけではないが、さりとて決して珍しいわけでもない。年中行事としての鳥勸請習俗において、餅・団子類をミサキなる靈格に供えるのだと考えられていることは、注目すべき事実だと言える。あわせて、事例4において、食物を餓鬼に施すのだという伝承のあることも、ここで記憶にとどめておきたい。

二、地域神社等の御鳥喰神事検討

次に、地域の神社とか小祠の何らかの祭りにかかわらせて鳥に餅・団子などの食物を与える

事例を検討したい。

前節でみた年中行事としての鳥勸請が家単位で行なわれていたのに対し、これは、神社・小祠の信仰集団単位で執行されるものが多く、御鳥喰神事もしくは鳥喰神事と称されることが多い。また、鳥勸請が、全国各地で行なわれているとはいえ、分布が東北・関東地方に濃密であったのに対し、これら神社・小祠にかかわるものは西日本に多い。前節と同様に、まず北から順にいくつかの事例を紹介しよう。

事例10 宮城県加美郡宮崎村の熊野神社では、正月五日に餅を搗いて、早朝に、本殿の屋根の上の鬼板というものの上に紙を敷き、その餅を東と西にそれぞれ十二個ずつ置き、法螺貝を吹き鳴らして鳥を呼ぶ。そして、鳥が東の方からその餅を喰い始めれば里方の田の実りが良く、西から喰い始めれば山田の出来が良いと信じられている。⁽²⁰⁾

事例11 栃木県栃木市山鳥沢の熊野神社では、一月十四日に一・五メートルほどの竿を立ててその先に粥を載せるが、この粥は鳥に供えるためだとい⁽²¹⁾う。また、同県那須郡馬頭町の鷺子山神社の鎮座する鷺子山には鳥が二羽に限って棲息するらしく（毎年雛を産むと親鳥が下山してしまふという）、人々はこれを二羽鳥とかミサキと呼んでいるが、柳田國男はこの背景に、かつて祭りの供物などを取りに来る二羽鳥の伝承が存在していたのではないかと推測した。⁽²³⁾

事例12 静岡県熱海市の沖合いに浮かぶ初島では、正・五・九月の山の神の祭りに玄米の餅を搗いて神前に供えているが、祭りは、鳥が来てその餅を食べないうちは執り行なうことができないとされていた⁽²⁴⁾。

事例13 若狭湾に面した福井県三方町神子には、正月元日早朝に、センジキと呼ばれる鳥への餅供与の神事がある。神子は、代々の神主家を中心に当屋組織の名残りをとどめている集落であるが、現在では全戸が当屋の資格を有している。氏神である神子神社での大晦日のキリモリ神事の際に、翌年の麻当と堂当が二人ずつ籤によつて選ばれ、麻当は元旦と十一月一日、堂当は正月二日と十一月二日の神事を担当する。したがつて、元旦のセンジキは麻当を中心に執行される。このときの鳥呼びに用いる「撒き餅」六ケと鳥に供与する「カラス餅」一ケは、暮れのうちに神子神社にて準備される。

ここは漁村で、エビスを祀る浜宮という小祠には正月の供物や飾りがなされ、その屋根にはいく塊かの強飯が載せられ、浜宮の前に飯屋が設けられる。そのあと麻当が、集落入口の海に面した崖下の千敷場という岩の上に「カラス餅」を供え、同時に氏子の有志が海岸道路においてカラスの飛来を誘うために、冬空に向けて「撒き餅」を撒く。神主が飯屋の近くに庭を敷いて着座し、岩の上の「カラス餅」の取り去られるのを待つのであるが、近年は鳥の飛来がよく見えるように、着座地を海岸道路の傍らに移した。

さて、鳥は雌雄二羽が集落背後の山から舞いおりて千敷場近くの木に止まり、やおら岩の上の餅を啜えて飛び去って行く。この飛来する二羽の鳥は日天子と熊野権現の神使で、親鳥から子鳥へと「カラス餅」を持ち去ることが伝授されているのだと信じられている。このようにカラス餅が啜え去られると、「センジキがあがった」のでその年は豊作・豊漁だといって安堵し、持ち去られなければ不漁になるのではないかといって心配する。かつては、半日待っても鳥の飛来がないときには、当屋に何かの穢れがあるのでないかと詮議し、再び水垢離をとって餅を搗き直したという。

センジキの神事が終了すると、弓打ちという神事に移る。これは、神主が天下泰平・海上安全や大漁満足・五穀豊穰などと唱え、海に向かって矢を射、つづいて漁撈長や麻当が矢を放つ神事である。弓打ちを終えると、戸主全員が氏神社の本殿に戻って新旧の当渡しの神事を行なう。さらにシイラ二尾をさばく板の魚の儀を行なつて、その魚と神饌を一緒にして参会者に配分し、直会となる。これで元旦のすべての神事が終了となるのである。⁽²⁵⁾

期日は正月とは限らないが、有名なニソノ杜のある大島をはじめ若狭地方には、神社・小祠にかかわるこのような例が多い。⁽²⁶⁾

事例 14 滋賀県多賀町河内（旧芹谷村）の氏神八幡神社の十一月一日に執行される霜月祭に、御供上げの神事がある。御供作りは炊番たきばんに当たった地区が担当し、河内の家々から集めた玄

米・小豆・大豆を搗き混ぜ合わせて作るものであるが、できあがるとそれを六つ割りにしてそのうち五つ分は氏神用に取り、残り一つ分で五ヶの握り飯をこしらえる。この握り飯をセンジキと呼び、御供上げに先立って境内に設けられたセンジキ棚に供えられる。そして、神官（多賀大社から招く）と禰宜（氏子が一年交代で勤仕）がセンジキ棚の前で八幡神を招く心持ちで拍手を打つと、どこからともなく二羽の鳥が飛来し、センジキを食べる。もし鳥の飛来がなくセンジキが食べられないと河内全体に何か粗相がなかったか、炊番に粗相はなかったか、神官や禰宜に粗相はなかったかというようにいちいち吟味して、再び御供の作り直しをするのが古例だという。この鳥はオカラスと呼ばれ、八幡神の使いとされている。⁽²⁷⁾

この地は、次節において取り上げる多賀大社の近くであり、また、大祭の際に神官を多賀大社から迎えることや握り飯をセンジキ（先食）と呼ぶなど、神事全体に多賀大社の先食行事の影響が強いと思われるが、興味深い事例である。滋賀県の湖南一帯には、類似の神事が多数認められる。⁽²⁸⁾

事例15 岡山県玉野市碁石では、地域単位の年中行事の祭祀組としての当屋集団が、鳥に食物を供する神事を執行している。当屋の資格を持つ家は十三軒あり、そのうち毎年二軒ずつが当屋となつて年間の諸行事を司るのであるが、その年の当屋が予定されている二軒のうち、どの家が一番当屋になるかの決定を鳥に委ねる神事がこれである。

正月二日未明に、当屋の資格を持つ家をはじめ集落全戸から戸主と後継ぎ息子が、海岸のカラス岩と呼ばれている台形の岩の前に集まる（岩には小祠が祀られている）。朝日の昇る頃、当屋予定者二名がおのおの、小石大の握り飯を三ヶずつ三方に載せ、それに神酒を副えてカラス岩の上に置いたあと、平伏して鳥の飛来を待つ。そして、飛来した鳥が握り飯を早く啄んだ方の家が一番当屋（すなわち正当屋）に決定し、他が二番当屋（副当屋）になるのである。同時に、ここは漁村なので、鳥が飛来して啄ばむのが早ければ早いほどその年は豊漁になると信じられており、この神事は、鳥に正当屋の決定を伺うとともに、漁占いの機能も有していることになる。

正当屋が決まると、人々は正当屋を中心にして、結果の報告と一年の安全祈願の意をこめて、氏神八幡神社に参拝し、当屋札を受ける。つづいて、正当屋宅に集落の人々が招かれて饗応を受けるのである。なお、鳥は八幡神社に合祀されている林龍神社の使者とみなされている。⁽²⁹⁾

類似的事例は岡山県に少なくない。例えば、岡山市今谷の深田神社の秋祭りには、供物の膳を屋根に上げておき、オドクウサマと呼ぶ鳥が飛来して食べると見張りの者が太鼓を打つてそのことを知らせ、「オドクウサマが上がられておめでとうございます」と挨拶をし、これをもって祭りの司祭としての当屋の責任が終わるといふし、真庭郡久世町の天津神社では本

殿裏の木の株に供物を置き、それを鳥が取ることによって一番太鼓を打ち、はじめて祭りにとりかかることができるのだという⁽³⁰⁾。この深谷神社と大津神社の事例中にミサキという語はないが、事例の報告者は、この事例をミサキ信仰の説明のなかで紹介していることから、鳥への食物供与をミサキへの供与と捉えているとみてよいであろう。

事例 16 山口県大島郡屋代村の志度石神社近くの山には、神様の御手飼だという翼の下に白い紋のある鳥がいて、正月十一日、志度石神社においてこれに食物を与える神事があり、御鳥喰と呼ばれている。すなわち、別当の候補者十人ほどが、一定の場所に設けられた祭壇にそれぞれ藁で炊いた食物（供物）を置き、法螺貝を吹いて鳥を招く。そして、飛来した鳥に最初に供物を啄ばまれた者が一の別当に就き、このようにして二から八までの別当を定める。一の別当は家に注連縄を張って神祭りの準備をするとともに、十二・十三・十四日まで毎朝、御鳥喰用の食物を奉る。十二日に御鳥喰があれば御煎餅という餅を搗き、十三日に御鳥喰があれば御山の煤払いまでし、十四日になれば本祭りを執行する。一の別当が決まっても他の別当が決まらないときは十四日にすべての行事をし、一の別当も決まらないときには、十四日に遥拝所から遥拝だけしておくのであるが、そういう年は凶作だという⁽³¹⁾。

御鳥喰神事（もしくは鳥喰神事）は、東日本にもみられないわけではないが、近畿地方周辺

から瀬戸内地方に分布し、当屋組織と結合して伝承されているものが多い。また、農村部に限らず漁村部においても熱心に執行されていることは、事例13・15の証するところである。これらの点において、前節でみたような東日本の農山村部に濃厚に分布する家々の年中行事としての鳥勸請の習俗と、対照をなしているといえよう。

期日は神社・小祠の祭日に左右されるのは当然だが、正月に行なう例が意外に多い。餅・団子類の供与が、卜占を目的になされることが多いからであろう。この場合の卜占の内容は、家々の年中行事の場合のように作柄の占いだけではなく、漁占いや当屋の選定である場合も多い。

御鳥喰神事においてもやはり強調されるのは、祭りに先だって餅・団子類を鳥に供与し、鳥がそれらを早く受けてくれるのを願う点である。またしばしば、受納がなければ肝腎の祭りに執りかかることができないと考えられている点である。事例12は端的にそのことを述べているが、事例13・14・15・16においても同じことが考えられている。

まず事例13から検討すると、「カラス餅」が啜え去られることによってはじめて、弓打ち神事や当屋渡し・直会へとつづく元旦の諸神事を始めることができるのであり、鳥の飛来がなければ、諸神事に執りかかることができず、かつては当屋の穢れまでが疑われ、潔斎をして餅の搗き直しまでやったというくらい、餅の供与と受納の意味は重かった。事例14においても同様で

ある。事例13・14はともに、烏に供与する食物をセンジキ（先食）と呼んでいることや、地域が後述する多賀大社に比較的近いことからみて、多賀大社の先食神事の影響が濃いとみられるとしても、多賀大社とは隔たっている事例15・16の瀬戸内においても、烏へ食物供与を行なう心意は同じであった。

事例15では、飛来した烏が供与の握り飯を啄ばむことによつて正当屋が決定し、つづく氏神社での行事や当屋宅での共同飲食が可能になるのである。同じ15の天津神社においても、烏が供物を取るのが確認されてから一番太鼓が打たれ、祭りに執りかかることができたのである。事例16においても、供与の食物が啄ばまれることによつて別当という祭祀奉仕者が決定し、つづく本祭りに向けての諸準備に執りかかることが可能になるものであり、もし最後まで啄ばまれることがなければ、速やかな諸準備が危ぶまれるのみならず、本祭りさえ執行不可能になる危険さえあつたのである。

このように、前節において「甲」としてまとめておいた、餅・団子などの食物の供与が何かに先だつて早くになされかつ確実に受納されるべきだとする考えが、御鳥喰神事でも強調されているのがわかる。

さらに御鳥喰神事において強調されるのは、供与された食物を食べる烏が特殊な二羽であるという点である。すなわち事例11においては、鷺子山には粥を食べに来る烏が二羽だけ棲息し

ているのだと信じられていたし、事例13では日天子と熊野権現の神使という特殊な二羽以外の鳥が餅を啜え去ると、「クソガラスがあがりよった。こりゃあかんぞ」となじったという。⁽³²⁾ 事例15ではオドクウガラスという特別な鳥が念頭におかれており、事例16にいたっては、翼の下に白い紋のある神様手飼いの鳥が飛来するのだと信じられているのである。

鳥に餅・団子など食物を供与する習俗の背景に、鳥を靈妙神異な鳥とみなす心意があるという指摘や、鳥の色の黒さに着目し黒の象徴性の分析にいたる考察も十分に納得できるものではない。⁽³³⁾ があるが、特殊な二羽の鳥の強調となると、鳥一般の属性を問題にするだけでは解決につながらない。いま筆者に十分な見通しがあるわけではないが、御鳥喰神事が事例10・11のように地方の熊野神社で行なわれる例が比較的多かったり、事例5・13のように鳥の伝承に熊野権現の登場する例がみられること、さらには各地の祭りや民俗行事のなかに三本足の鳥の伝承が深く浸透していることなどから、御鳥喰神事の背景に熊野信仰と八咫鳥伝承の伝播定着を考えてみないわけにはいかないであろう。また、日本の周辺諸国にも雌雄一対の神鳥の伝承があるようなので、⁽³⁵⁾ それらとの比較も必要になる。

つづいて、前節において指摘した乙の点、すなわちミサキの伝承にも言及しておきたい。御鳥喰神事として挙げたなかで鳥を明確にミサキとも称しているのは事例11だけであったが、事例15の岡山県の深田神社と大津神社の場合、鳥がミサキと認識されているらしいことが、事例

の報告者である土井と佐藤がこれをミサキ信仰のなかで紹介していることからわかる。三浦秀宥も同様な認識である。⁽³⁶⁾ひとくちにミサキといってもその性格はさまざまであるが、岡山県の場合には、崇りやすい霊というのが言い過ぎであれば、鎮めの対象にしなければならない歓迎されざる霊、しかし決して疎かには扱えない霊というのが最大公約数的認識のように思われる。したがって、さまざまな祭りに先だつてまずミサキの表象である烏に餅・団子類を供与するこれら事例には、十分に注目しておいてよい。

三、有名大社の御鳥喰神事検討

最後に、広い信仰圏を持つ神社の御鳥喰神事（もしくは鳥喰神事）についてみておきたい。信仰圏が広いだけに多くの人々に知られ、それだけ周辺の地域神社等に与える影響も大きかったかと思われる興味深い神事である。

しかし、現在知られているのは限られた神社だけの事例である。今後新たな事実が発見される可能性もあるとはいえ、多くを期待するのは無理であろう。とすれば、神社一般の神事というわけではなく、なぜ限られた神社にだけ伝承されているのかを、その神社の歴史と性格を明らかにしつつ追究しなければならぬのであろうが、筆者にはいまその準備は整っていない。

とにかく、小稿においては、現在よく知られている事例だけを挙げ、それが祭りの構成上持つ意味について筆者の考えを明らかにしておきたい。

事例 17 名古屋市の熱田神宮の撰社の一つ御田神社では、二月初未日に鳥喰カラスクのこともしくは鳥祭と呼ばれる神事が行なわれている。これについて、『東海道名所図会』の熱田大神宮の条には左のように記されている。

(午刻) 神事いまだはじまらざる前、大宮祭文殿の前に、祝座長外に一人平餅をもて鳥を呼ぶなり。この餅を鳥の喰はざるかぎりは、この神事を始めず。これによつて七日巳前より御饌所にて餌飼し侍るなり。⁽³⁷⁾

このように、御田神社の神事に先だつて鳥への餅の供与がなされ、もし鳥が飛来せずこの餅を受けなければ神事を始めることが不可能になるために、七日前よりわざわざ御饌所において鳥を飼つておいて行なうという気の使いようであった。また、「熱田祭奠年中行事故実考」には、「御田神社供御、鳥祭、祝_ニ荒魂御鳥_一以_ニ観_一〔歛〕喜音_ニ呼_レ之、鳥来_ニ宮社_一事神妙也」とあり、⁽³⁸⁾ 歓喜の声で呼び招かれるこの鳥はアラミサキの鳥だと考えられていたのも注目される。

事例 18 愛知県津島市の津島神社は、夏の牛頭天王の祭り(津島祭)で有名な神社であるが、

この祭りとは別に二月二十六日には御供米を本殿と八柱社の屋根に撒き散らす烏呼神事が行なわれている。もとは正月二十六日の神事で、御贄祭と称して⁽³⁹⁾いた。

事例19 滋賀県多賀町の多賀大社は、近江国の古社であるとともに全国に多くの勧請社を持つ多賀信仰の中心神社であるが、『官国幣社特殊神事調』によると、四月古例大祭の御使殿大御供式(四月十六日)・馬頭人大御供式(四月十八日)、六月古例祭(六月三十日)、九月古例祭(九月九日)など重要な神事の際、神殿の開扉のあと主神への献饌に先だつて先食^{せんじき}行事が執り行なわれている。同書によると、先食行事とは次のようであった。

社頭にては古来烏を神使とす。爾も常に社頭を離れざる烏二羽あり。神前に神饌を奉るに先(立)ち、先食台(御本殿左側の庭上にあり)に神饌の一部を供へ、拍手すれば忽ち件の烏来りて先食す。古は先食台にて食せざる時は、本殿の西方一町余の末社日向神社境内に於て奉り、猶食せざる時は当神社より東一里余の御旅所来栖調宮神社境内に於て奉り、猶且食せざる時は同所より廿余町東なる杉坂山の御神木の本にて奉る。斯くしても猶食せざる時は自然火の穢、又は凶事の廉ありとして再度の調理をなしたるなり。

此の先食烏一雙、常に森の中にありて、年々子烏四五羽を生育するが、此の中一雙の子烏を択び、稍飛ぶべきに至れば、親烏率ゑ来りて彼の先食の啄方を教ふ。此の時、他の子烏食せんとすれば、其の頭を嘴撃して食せしめず。子烏拍手の音を聞き出で啄むに至れば、

親鳥は爾余の子鳥を率ゐ何れにか往きて復返らず。年々之を繰返す例とせり。⁽⁴⁰⁾

ただ現代では、鳥がなかなか飛来せずそのまま日が経って、小鳥が来て突ついたり残り
は黒く固くなつてしまふといふ。⁽⁴¹⁾

事例20 最後に、広島県宮島町に鎮座する厳島神社の御鳥廻式おしまのくりまきに伴う御鳥喰神事についてみて
おきたい。⁽⁴²⁾この神社は古社で、御鳥廻式も少なくとも室町時代までは遡りうる。

御鳥廻式とは、厳島の浦々に祀られている厳島神社の末社七社を船で巡拝するという神事
で、巡拝後に本社である厳島神社に戻つて報賽祭に臨むことになる。恒例としては、三月と
九月の七浦神社祭のおりと五月十五日の宮島講の講社大祭に執行されるが、臨時にも、三月と
から十一月までの期間、願主の希望によつて随時執行されている。神官等神社関係者の乗る
御師船と願主以下参拝者の乗る客船とが島を時計回りに一巡し、七社へ一社ごとに神饌を供
しつつ祭典を執り行なうのであるが、その際、神社によつては鳥への供与の気持ちで菜団子を
社殿近くの岩上に置いたり、「神鳥の朝の御供」「神鳥の夕の御供」と称する菜団子を供し
ている。そのうち、養父崎神社沖の海上における御鳥喰式が、御鳥廻式のうち最も重要な儀
式とされているのである。御鳥喰式は現在でも厳修されているが、比較的古い方式は次のよ
うであった。

船が養父崎神社の沖合に近づくと船を止め、一同海水で祓えをし、神主の祝詞奏上がある。

そして、用意した桑団子を海上に浮かべる。桑団子は六角形の箱型の容器に入れ、薄い板片を三尺四方に並べ薦を置いたものの上に載せて海に浮かべられるのである。御師船では樂を奏し舟唄が歌われている。そのうち神社の杜から一双の神鳥が現われ、海面すれすれに飛来して桑団子を啄んで交互に杜に運ぶそうであるが（この場合運ぶことを「上がる」という）、これが御鳥喰と呼ばれるものである。桑団子が上がれば樂や唄の種類を変え、桑団子がなくなれば終了というわけで、一同は船中にて養父崎神社に拝礼し、次の神社に船を進めるのである。もし鳥が飛来せず御鳥喰が上がらないようなことがあると、関係する神職や願主はもちろん、前夜に願主を泊め願主の潔斎の面倒をみた旅館の主人までたいへん不名誉なこととし、参加者一同の穢れの有無を吟味し、少しでも穢れのある者はただちに下船させて御鳥喰式を再開する。それでも上がらないときには、一つ前の青海苔浦神社まで戻って、社前で祈念修祓してから再び養父崎神社に向かうなど、さまざまな手段を講じてなんとか目的を達成しようとしている。

なお、願主が御鳥廻式を希望する際には、前日にこの島に来て旅館に入ることになっている。旅館では願主の部屋に注連縄を張るなど宿泊施設や食事いつさいを清浄にするとともに、唄水主と呼ばれる役が神社から旅館へ派遣されて餅を搗く。同時に、神社では桑など神饌の準備を整える。そして翌早朝、願主は沐浴し衣服を改めて客船に乗るのである。

そして、巡拝を終えると一同は本社に戻り、報賽祭を執行し、神楽を奉納したあと、願主に金幣と神酒が下されるのである。そして重要な点は、この報賽祭こそが本来の正式の参拝とされているものだというのである。すなわち、島を一周して末社七社に巡拝することやその途次に御鳥喰式を厳修することは、それらが独立した目的を持つ神事ではなく、あくまでも本社での報賽祭の前段の儀式として執行されているのである⁽⁴³⁾ということを確認しておきたい。

広い信仰圏を持つ熱田・津島・多賀・厳島というような大社における御鳥喰神事も、家々の年中行事としての鳥勸請や地域神社の御鳥喰神事と同様に、何か(何かの神事)に先だって行なわれていること、そして御鳥喰が恙なく完了しなければそのあとにつづく本来の目的である神事の執行の危ぶまれることが、強調されている。また、飛来する鳥が特別な雌雄一つがいであることも強調されているのである。さらには、前節の事例11・15や本節の事例17・18などからうかがうことができるように、この鳥をミサキと考えていたり、撒き散らすというようなやや複雑な供与法をとっていることも、記憶にとどめておきたい。

四、若干の考察

以上、時を定めてわざわざ烏を呼び招き、飛来した烏に餅・団子などの食物を供与する例を、各地の家々の年中行事としての烏勸請の習俗と、地域神社や小祠にかかわる御鳥喰神事、広い信仰圏を持つ有名大社の御鳥喰神事とに分けて検討してきた。

民俗学界では早くからこれらの習俗が注目され、明治四十年に出口米吉は、「烏崇拜の遺習」⁽⁴⁴⁾を發表して、烏勸請の「本来の趣意は烏を以て山の神とし之に農業上の保護を祈るにありしが如し」と論じた。出口はそれまでに判明していた東日本各地の事例をもとにこのように判断したのであるが、同時に、大阪における烏塚前での習俗や各地の神社での若干の御鳥喰神事の事例も念頭におきながら、出口は、このような習俗の根底には古来人々が靈妙神異な鳥として烏に抱いてきた心意が存在するのであらうと推測している。妥当な推測だと筆者にも思われる。

その後、昭和初期に柳田國男は「初鳥のことなど」⁽⁴⁵⁾（昭和五年）「烏勸請の事」⁽⁴⁶⁾（昭和九年）の二文章を著わし、この習俗の注目すべきことを説いた。カラスヨビ・カラスヨバリ・カラスノモチ・トリノクチなど各地さまざまに呼ばれている烏勸請習俗や御鳥喰神事を、現在、日本民俗学において烏勸請と総称するのは、柳田國男の「烏勸請の事」の与えた影響が大きいと思われる。柳田のこの二文章のあと、民間伝承の会が創立されるなど民俗学が興隆期を迎えたこと

や、それにつれて年中行事や稲作儀礼への関心が高まったことなどから、鳥勸請関係資料の集積が飛躍的に進み分析も深められた。⁽⁴⁶⁾

その結果、新谷尚紀によると、これらの習俗のそもそもの意味、すなわちなぜ鳥に餅・団子などの食物を与えるようになったのかについて、現在、左の三つの解釈が有力だといふ。⁽⁴⁷⁾

一つは、これらは、穀物起源伝承の一形式である鳥が稲穂をもたらしにくれたとする穂落神説話に対応する習俗で、その功績に報いるために鳥に初穂を与えることを許したことが慣行化し、のちのち収穫儀礼や正月の予祝儀礼として定着するようになったのだといふ解釈である。⁽⁴⁸⁾ 周辺諸国においても、穂落神説話とかと思われる鳥への餅供与の伝承があり、それらとの関連も視野にいれた解釈なのである。

二つ目は、作物の豊穰を祈ったり作柄卜占を目的として山の神や田の神などへ供物を捧げる行事であり、鳥に餅・団子類を与えるのは、鳥をそのような神の使いだと認識しての行為だといふ解釈である。⁽⁴⁹⁾

三つ目は、これらの背景には心身にまとわりついている穢れを祓おうという意識があり、そのため厄を除去しようとして、コト八日の厄払いのように鳥に餅・団子類を与えている（すなわち厄を移したと考える餅・団子類を鳥に持ち去らせようとしている）のだといふ解釈である。⁽⁵⁰⁾

小稿は、起源や本来の意味の追究を目的とはしていないため、右のいずれを採るべきかの判

断は留保したい。いずれであっても、かつて出口米吉が早くに指摘したように、また多くの研究者も感じているであろうように、人々が古来烏に靈妙神異な鳥としてのイメージを抱きつけてきた心意がその根底に存在していることは、間違いないであろう。

さて最後に、時を定めて烏に餅・団子などの食物を与えるこれらの習俗の性格について、筆者の考えをまとめておきたい。

各事例の検討でもたびたび指摘してきたように、もちろん例外は認められるものの烏勸請の習俗や御鳥神事にほぼ共通するのは、何かに先だつて早くに執り行なわれるという点であった。単に執り行なわれるというよりも、何としても執り行なつて食物が確実に烏に受納されねばならないと考えられている点であった。特に大小の神社の御鳥喰神事においては、食物が烏に受納されなければ、それにつづく重要な神事へ移ることが不可能と認識されていたようで、御鳥喰神事の完成は、本来の目的である諸神事にとって不可欠の前段儀式だとみなされていたと考えてよいのである。

烏勸請は家々の年中行事であるだけに、御鳥喰神事に比べるとそれにつづく重要な儀式が明白でなく、それだけに前段としての性格はそれほど濃くないが、とにかく一日の早い時間に何かに先だつて執り行ない、確実な受納が待たれる点では御鳥喰神事と同じである。そして烏勸請がしばしば作占を伴っているのは、早くに受容されることを良しとする心意の反映が作占習

俗となつてゐるからではないだろうか、筆者は考へてゐる。

ただ、供与するのがなぜ鳥でなければならないのか、鳥でもなぜ特殊な雌雄二羽だとされてゐるのかの考察にはおよぶことができなかった。

つづいて指摘できるのは、鳥として表象化されてゐる食物の供与相手すなわち神と、それへの供与法である。供与相手である神の觀念が、多くの事例において必らずしも明確でないなかにあつて、ミサキに供与するのだと考へられてゐる例の少なくないことは、注目すべきである。稀には餓鬼に施すのだという伝承もあつた。ミサキの性格は複雑でいまここで論断することはとてもできないが、神の使わしめもしくは神出現の先駆けの靈、そしてしばしば崇りをなす強い力を備へた靈というのが、多くの人が認めるミサキの性格であらう。餅・団子類の供与相手としてこのようなミサキを念頭においてゐる例の少なくないことは、これら習俗のもうひとつの大きな性格である。同時に、供与法が投げ与えるとか撒き散らしたりするほか、神殿内の本来の神饌を供へる正規の場所以外で供与されてゐるということ、この対象が長年にわたつて尋常ならざる神だと認識されてきたからであらう。

したがつて、時を定めて鳥に餅・団子などの食物を供与する鳥勸請ないしは御鳥喰神事は、神社・小祠においては何らかの神事、家々の年中行事としては何らかの神事的行事に先立ち、それらが恙なく執行可能となるように、祀りを乞う主神ならざる神々（筆者はこれを雑神と呼

んでいる)をまず慰撫する目的でなされているのだと考えることができるのである。雑神への供与は、祭りの主目的ではないが、決して疎かにしてはならなかったのである。

註

- (1) 小稿においては、「祭り」と「祀り」を使いわけ。「祭り」は神事としての神まつり全体を意味するときに用い、「祭り」と同じ意味で「祭祀」を用いることもある。「祀り」は、直接に神をまつる行為そのものを指すときに用いる。
- (2) 倉林正次『饗宴の研究(祭祀編)』(桜楓社 昭六二・六)所収の「I 総論」、同『儀礼文化序説』(大学教育社 昭五七・六)など。
- (3) 記紀等の神典に登場するような特定の名称を持つ神道上の神に対し、民間信仰において活躍するさまざまな霊格を「カミ」の語で統一する考えもあるが、実際の祭りにおいては明確には区別しがたいため、小稿ではすべて「神」で統一したい。
- (4) 拙稿「祀りを乞う神々―雑神への供饌・供養と祭りの成立―」『國學院雑誌』九四―一一
- (5) 岩井宏實・日和祐樹『神饌 神と人の饗宴』同朋舎出版 昭五六・八 八二―八五ページ
- (6) 各地の事例の一端については、前掲註(4) 拙稿に示した。
- (7) これについては、すでに前掲註(4) 拙稿において指摘しておいた。
- (8) すでに、大林太良『稲作の神話』(弘文堂 昭四八・一〇)の第四章「鳥勸請―東アジア、東南アジアにおける穗落神話に対応する農耕儀礼―」や、新谷尚紀『ケガレからカミへ』(木耳社 昭六一・一〇)のIの三「御鳥喰習俗の諸類型」によって、全国的な事例の整理はなされているので、詳

しくはそれらを参照いただきたい。両氏の労作のあとにも多くの民俗誌・民俗調査報告書類の刊行によって資料の集積は続けられており、また、田中真治「岡山県の御鳥喰の事例」とくに玉野市基石の場合―「日本民俗学」一四七、嶋田忠一「秋田県の御鳥喰習俗・I―県北地方を中心に―」（「秋田県立博物館研究報告」一〇）、金田久璋「若狭の鳥勸請―三方町神子のセンジキ再訪ノオト―」（「民俗文化」七）近畿大学民俗学研究所）のように、限られた地域の詳細な調査研究も発表されているが、全国的傾向の把握には両氏の労作で十分なように筆者は思う。

- (9) 『田子町誌』 (青森県三戸郡) 田子町 昭五八・五 八七七〜八七八ページ
- (10) 東北民俗の会編『陸前の中行事』 万葉堂書店 昭四六・六 四一〜四二ページ
- (11) 今瀬文也『季節の習俗・上』 筑波書林 平三・一二 三七〜三八ページ
- (12) 武田久吉『農村の中行事』 龍星閣 昭一八・一二 二四〇ページ
- (13) 渡辺行一『越後南魚沼民俗誌』 慶友社 昭四六・八 一六八ページ
- (14) 『奈良市史(民俗編)』 吉川弘文館 昭四三・九 一五三〜一五四ページ
- (15) 文化庁編『日本民俗地図・II』 国土地理協会 昭四六・三 五〇一ページ
- (16) 竹田 且「長崎県南松浦郡樺島」『離島生活の研究』 国書刊行会 昭五〇・七(復刻原本昭四一・一〇刊) 七五二ページ
- (17) 小野重朗『農耕儀礼の研究』 弘文堂 昭四五・一〇 一七〜一八ページ
- (18) 前掲註(8) 新谷論文 五八ページ
- (19) 大間知篤三『常陸高岡村民俗誌』(『大間知篤三著作集』三 未来社 昭五一・一一 所収) 五二四ページ
- (20) 福田 学『御鳥喰神事』『民間伝承』一七―五

- (21) 『日本祭礼風土記』三(慶友社 昭三八・二) 所収の「栃木県」(執筆・日向野徳久氏)の章。
- (22) 『下野神社沿革誌』巻八の「馬頭町」の章。
- (23) 『定本柳田國男集』二二一 一五〇ページ
- (24) 玉置繁雄「伊豆初島の遺跡及び土俗」『東京人類学会雑誌』二二二号
- (25) 金田久璋「森の神々と民俗」白水社 平一〇・一〇 第一部第二章「若狭の鳥勸請」
- (26) 前掲註(25)に同じ。
- (27) 橋本鉄男「近江の鳥勸請」『柴田實先生古稀記念 日本文化史論叢』柴田實先生古稀記念会編刊 昭五一・一
- (28) 前掲註(27)に同じ。
- (29) 前掲註(8) 田中論文
- (30) 土井卓治・佐藤米司『日本の民俗 岡山』第一法規 昭四七・四 一三九―一四〇
- (31) 宮本常一『民間暦』(『宮本常一著作集』九 未来社 昭四五・三 所収)二三七ページ
- (32) 前掲註(25)に同じ。
- (33) 前掲註(8) 新谷尚紀「ケガレからカミへ」のIの四「黒の象徴性」
- (34) 萩原法子『熊野の太陽信仰と三本足の鳥』戎光祥出版 平一一・九
- (35) 前掲註(8) 大林論文
- (36) 三浦秀宥『荒神とミサキ―岡山県の民間信仰』名著出版 平元・一一 一五六・一九九ページ
- (37) 『日本名所風俗図会 別巻・二』角川書店 昭五六・一〇 一〇六ページ
- (38) 『神道大系 神社編一九・熱田』神道大系編纂会 平二・三三 二八五ページ
- (39) 西角井正慶編『年中行事辞典』東京堂出版 「鳥呼び」の項

- (40) 神祇院『官国幣社特殊神事調』三 二四三～二四四ページ(昭四七・九に国書刊行会より復刻刊行)
- (41) 『先食台』『多賀』第三号
- (42) 御鳥廻式については前掲註(8)新谷「ケガレからカミへ」のI—II「厳島神社御鳥廻式とその構造」による。
- (43) 前掲註(42)新谷論文 二二二ページ
- (44) 出口米吉「鳥崇拜の遺習」『東京人類学会雑誌』二五八
- (45) 前掲註(23)同書所収
- (46) その成果の一端については、前掲註(8)に挙げておいた。
- (47) 『日本民俗大辞典』(吉川弘文館)の「鳥勸請」(執筆・新谷尚紀氏)参照。
- (48) この解釈については、前掲註(8)の大林論文参照。
- (49) 実際にこのような目的で行なっている地域は少なくなく、一般にはわかりやすい解釈である。倉田一郎『農と民俗学』をはじめとしてこの解釈を採る研究や解説は多いが、前掲註(8)の大林論文・新谷論文ではこの解釈に疑問が投げかけられている。
- (50) この解釈については、前掲註(8)の新谷論文参照。
- (51) 前掲註(44)に同じ。

(小稿は、成城大学特別研究助成による平成十三・十四年度の研究プロジェクト「宗教儀礼の文化史的研究」(研究代表者・小島孝夫)の成果の一部である。)